

重要 当社端株をご所有の皆様へ

平成20年9月3日
KDDI株式会社

端株の処分に関する税制についてのお知らせ

当社端株をご所有の端株主の皆様には、平成20年8月29日付で送付させていただきました「端株の処分に関する税制についてのご案内」のとおり、本年9月中に買取請求等がなされず、平成20年9月30日最終の端株原簿に記載のある当社端株につきましては、翌10月1日の東京証券取引所における終値により一括処分されますが、今般税務当局から、買取代金のお支払の際に「みなし配当」が適用される旨の通知がありました。

「みなし配当」が適用されますと、端株主様への端株買取代金から一定の税額を源泉徴収させていただくこととなり、以下の例の場合、端株主様の手取額が少なくなります。

端株数0.08株、端株取得時の株価が80万円、端株買取請求による場合の買取価額65万円、10月1日の終値65万円、1株あたりのみなし配当額を55万円(源泉徴収税率10%)と仮定した場合の例(個人の端株主様の場合)

●端株買取請求の場合

「取得価額」>「買取価額」なので課税はされません。

取得価額 64,000円 [80万円×0.08株]	買取価額(株主様の手取額) 52,000円 [65万円×0.08株]
---------------------------------	--

●一括処分(みなし配当)の場合

取得価額に関係なく、買取価額から一定額が源泉徴収されます。

買取価額 52,000円 [65万円×0.08株]	源泉徴収税額 4,400円 [55万円×0.08株×10%]
株主様の手取額 47,600円	

【上記の例に基づく、端株数に応じた手取額のイメージ】

端株数	端株買取請求の場合	一括処分(みなし配当)の場合	源泉徴収税額
0.17株	110,500円	101,150円	9,350円
0.5株	325,000円	297,500円	27,500円
0.8株	520,000円	476,000円	44,000円

例示の「手取額」、「源泉徴収税額」は、ご説明用に、おおよその金額を表示したものであり、実際の「手取額」、「源泉徴収税額」を表示したものではありません。

端株が一括処分される場合は、端株主様が買取請求される場合と比較して、上記の場合手取額が少なくなりますので、既にご案内のとおり端株の買取については、**9月24日**までに、買増については、**9月10日**までにお手続きを完了してくださいようお願い申し上げます。
お手続きの方法・ご不明な点につきましては、右記の専用ダイヤルにお電話くださいますようお願い申し上げます。

なお、本ご案内は、端株の買取・買増に関するご案内ですので、端株以外の当社株式(1株の整数倍の株数)については、何らお手続きは不要です。

【本件に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
KDDI端株主様 専用ダイヤル 0120-696-242(通話料無料)
9月30日まで/月～金(祝日を除く) 9:00～17:00受付

【よくあるご質問】

ご質問	ご回答
Q 1 : 端株の処分の方法としてどのようなものがあるのか。	A 1 : 『端株買取請求』によりご売却される方法 『端株買増請求』により整数株にされる方法 お手続きをされず、『一括処分』により買取代金を受け取られる方法 の3つの方法がございます。
Q 2 : 8月29日に「端株の処分に関する税制についてのご案内」が届いたが、『端株買取請求』と『一括処分(みなし配当)』の場合とではどちらが得なのか。 税金のことを考えたら『端株買取請求』をすべきか？	A 2 : 『端株買取請求』と『一括処分(みなし配当)』とどちらが得であるか、一概に申し上げられませんが、はがきに記載の例の場合、『一括処分(みなし配当)』のほうが手取額は少なくなりますので、事例をご参考にご判断をお願いいたします。 <u>買取等の価格について</u> 『一括処分』により株主様が買取代金を受け取られる場合は10月1日の東京証券取引所の終値、『端株買取請求』、『端株買増請求』の場合は、株主様からご請求をいただいた時の東京証券取引所の終値となります。 <u>税金について</u> 『一括処分』の場合は、みなし配当課税が適用となります。この場合「みなし配当にあたる部分()」について、配当金にかかる税金と同様に所得税が7%、地方税が3%かかり、源泉徴収されます。 『端株買取請求』の場合は、株式の譲渡益課税の対象となります。 『端株買増請求』の場合は、株主様からの譲渡ではありませんので、税金はかかりません。 なお、個別の税金の計算やご相談に応じることはいたしかねますので、最寄りの税務署にてご相談願います。
Q 3 : 『端株買取請求』をしようと思うが、4月に送られてきた「端株買取請求書」を使用できるか？	A 3 : お使いいただけます。 なお大変恐縮ではございますが、 <u>9月24日必着</u> にてお手続き書類をお送りいただきますよう、お願い申し上げます。

ご質問	ご回答
<p>Q 4 : 『端株買取請求』又は『端株買増請求』をしようと思うが、手続はどうしたらよいか？</p>	<p>A 4 : (1)『端株買取請求』の場合 お手元に「端株買取請求書」がない場合は、株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行 証券代行部)より、お手続き書類をご郵送させていただきます。なお大変恐縮ではございますが、買取請求は<u>9月24日必着</u>にて、お手続き書類をお送りいただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>(2)『端株買増請求』の場合 <u>9月10日</u>までにお手続きの完了をお願いしておりますので、至急、株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行 証券代行部)へご連絡をお願いいたします。株主名簿管理人より、お手続き書類をご郵送させていただきます。また、端株買増に必要な金額等のご案内があるため、専門の担当者から折り返しお電話させていただきます。</p>
<p>Q 5 : 「みなし配当」とはどのような所得か？</p>	<p>A 5 : 所得税法第25条の定めによるものであり、企業が自己株式を取得した場合には、その金額が会社の1株あたりの資本等の金額を超える場合に、その超過金額が「剰余金・利益の配当または分配」と解釈され、配当所得として源泉徴収の対象となります。詳細については最寄りの税務署にご確認願います。</p>
<p>Q 6 : 「みなし配当」の適用を受けたくない場合はどうすればいいのか。</p>	<p>A 6 : 8月29日に発送しておりますハガキに記載のとおり、株主様が個別に買い取りまたは買い増し(「買い増し」は9月10日書類必着)のお手続きを行った場合はみなし配当には該当しません。</p>
<p>Q 7 : 「みなし配当」が適用されると確定申告の必要はないのか。</p>	<p>A 7 : 通常の配当金と同じ扱いとなりますが、詳細については最寄りの税務署にご確認願います。</p>